

総社市告示第125号

総社市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年総社市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(取扱収納金)</p> <p>第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p>(納入通知書等の送付)</p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定による納付書送付依頼書の送付を受けた</p>	<p>(取扱収納金)</p> <p>第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11)</u> <u>老人居室整備資金償還金</u></p> <p><u>(12)</u> <u>障害者居室整備資金償還金</u></p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> <u>身体障害者保護措置費負担金</u></p> <p><u>(18)</u> <u>知的障害者保護措置費負担金</u></p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p>(納入通知書等の送付)</p> <p>第7条 市長は、前条第2項の規定による納付書送付依頼書の送付を受けた</p>

改正後	改正前
<p>ときは、納入通知書等を納入義務者に送付するとともに、振替日前6営業日までに口座振替依頼送付書に納付書又は<u>電子媒体等</u>を添付して、取扱金融機関へ送付するものとする。</p> <p>(振替納付の手続)</p> <p>第10条 取扱金融機関は、納入義務者の指定預金口座から納付書又は<u>電子媒体等</u>に記載された金額を払い出し、財務規則の定めるところにより収納するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>ときは、納入通知書等を納入義務者に送付するとともに、振替日前6営業日までに口座振替依頼送付書に納付書又は<u>磁気媒体</u>を添付して、取扱金融機関へ送付するものとする。</p> <p>(振替納付の手続)</p> <p>第10条 取扱金融機関は、納入義務者の指定預金口座から納付書又は<u>磁気媒体</u>に記載された金額を払い出し、財務規則の定めるところにより収納するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。